

理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則</u></p> <p>（貸付けの打切り及び休止）</p> <p>第8条 知事は、前条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号の<u>いずれかに該当するときは、その該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切らなければならない。</u>この場合において、貸付けを打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として<u>既に貸し付けた修学資金があるときは、直ちにこれを返還させなければならない。</u></p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、修学生に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>（貸付金の返還）</p> <p>第10条 修学生は、修学資金の貸付けが終了したとき、又は修学資金の貸付けを打ち切られたときは、それぞれ次に掲げる月から、修学資金の支給を受けた期間に相当する期間（第11条第1項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に均等額による月賦償還の方法により、貸付金を返還しな</p>	<p style="text-align: center;"><u>理学療法士等修学資金貸付規則</u></p> <p>（貸付けの打切り及び休止）</p> <p>第8条 知事は、前条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号の<u>二に該当するときは、その該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切らなければならない。</u>この場合において、貸付けを打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として<u>すでに貸し付けた修学資金があるときは、直ちにこれを返還させなければならない。</u></p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は第2項の規定により貸付けを休止したときは、修学生に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>（貸付金の返還）</p> <p>第10条 修学生は、修学資金の貸付けが終了したとき、又は修学資金の貸付けを打ち切られたときは、それぞれ次に掲げる月から、修学資金の支給を受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に均等額による月賦償還の方法により、貸付金を返還しな</p>

ればならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(返還の債務の免除)

第10条の2 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

2及び3 略

(返還債務の履行の猶予)

第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 養成施設を卒業後、大学院の修士課程又は博士課程に進学し、これらの課程に在学しているとき。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2及び3 略

様式第4号(第9条関係)

修学資金借用証書

職 氏 名 様

借用金額

金 円 也

私は、修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の規定及び返還明細書に従い、滞りなく貸付金を返還します。

年 月 日

修学生 住所

氏名

④

私達は、上記の者が修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

ない。

(1)及び(2) 略

2 略

(返還の債務の免除)

第10条の2 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年10月鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

2及び3 略

(返還債務の履行の猶予)

第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2及び3 略

様式第4号(第9条関係)

修学資金借用証書

職 氏 名 様

借用金額

金 円 也

私は、修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、理学療法士等修学資金貸付規則の規定及び返還明細書に従い、滞りなく貸付金を返還します。

年 月 日

修学生 住所

氏名

④

私達は、上記の者が修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人	住所		連帯保証人	住所	
	氏名	印		氏名	印
連帯保証人	住所		連帯保証人	住所	
	氏名	印		氏名	印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。